

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月16日

京都市長 門川 大作

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市左京区吉田下阿達町46番 及び46番29、同区吉田橋町41 番並びに同区聖護院川原町53番 及び54番	第11-003号	令和5年10月11日

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)